

答 申

審査請求人が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し行った本件処分の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

担当職員や弁護士と債務免責の話をし、免責のために同意書を書いたにもかかわらず、その後で不正受給したという内容物の郵便が送られてくるのはおかしい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、処分庁が請求人に対し平成30年3月1日付けで行った法78条の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、徴収決定金額を277,985円と決定した部分のうち、266,750円を超える部分を取り消し、その余の部分に係る審査請求については、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年10月26日	諮問
平成30年11月14日	処分庁から主張書面を収受
平成30年12月26日	審議（第28回第2部会）
平成31年 1月15日	審議（第29回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされている。
- (2) 法29条1項によれば、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。
- (3) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務

所長にその旨を届け出なければならないとされている。

- (4) 法78条1項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」とされている。そして、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）のIV・3・(1)によれば、法78条にいう「『不実の申請その他不正な手段』とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」とされている。
- (5) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法78条によることが妥当な場合として、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」等が挙げられている（問答集問13-1、（答）②参照）。

同じく問答集によれば、法78条を適用する場合は、法による「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである」とされている（問答集問13-23、（答）(3)参照）。

また、法78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力が

ないときはどう取り扱うべきかについて、「法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではない」とされている（問答集問13-25、（答）参照）。

2 本件処分について

これを本件についてみると、請求人は、保護開始時に担当職員から収入申告義務を含む生活保護制度の説明を受けていること、これまでも就労に係る収入申告をしていることから、何らかの収入があった場合には、所長に対して収入申告義務があることを認識していたと認められるにもかかわらず、請求人は、保護受給中に得た本件収入額に係る収入申告を怠り続け、担当職員から課税調査で判明した本件収入額について問われて、初めて本件収入額があったことを認めている。

そのため、処分庁が、本件につき「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」（上記1・(5))に該当するものと判断し、請求人が不正な手段により保護を受けていたことを理由として行った本件処分は、上記1の法令等の定めにもとってなされたものであると認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の規定に基づくものであり、違法・不当な点があるとはいえない。

3 請求人の主張に対する検討

請求人は、担当職員や弁護士と債務免責の話をし、免責のために同意書を書いたにもかかわらず、その後で不正受給したという内容物の郵便が送られてくるのはおかしい旨主張（第3）し、本件処分の取消しを求めているものと解される。

しかし、所長は、請求人の同意を得ることなく、法29条の規定に基づき、職権により請求人に係る収入等の調査を行うことができるものであるが、あらかじめ請求人の同意を得た上で調査を行うことが望ましいと判断し、請求人から本件会社に対する調査につき同意書を徴取したも

のであり、請求人及び請求人の妻の債務の免責のために同意書を徴取したものと認められない。

また、本件処分は損害追徴としての性格のものであり、その徴収額の決定に当たり、請求人の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるものではないことから（上記1・(5)）、請求人及び請求人の妻が債務整理につき弁護士と相談中であったとしても、このことは本件処分の適否を左右するものではない。

したがって、この点に関する請求人の主張は理由がないと言わざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来